

【ドイツ】金融機関の強制的国有化を許容する新法制定

海外立法情報課・山口 和人

* 2009年4月8日、前年の10月に施行された金融市場安定化法を補完する法律が公布され、翌日施行された。この法律の一部をなす「金融市場安定化のための企業の救済に関する法律」においては、最終手段として、金融機関の一時的な強制的国有化が規定されており、不動産金融会社「ヒポ・リアル・エステート」への適用が予想されている。

新法制定の経緯

2008年秋に深刻化した国際的な金融不安はドイツにも波及し、これを克服するため、2008年10月17日、「金融市場の安定化のための一連の措置の実施に関する法律」（金融市場安定化法）が公布され、一部を除き翌日施行された。同法は「金融市場安定化基金」を設立し、これを通じて2009年末までの間に銀行間の取引に対する4000億ユーロを限度とする保証を行うこと、基金による株式の取得と引換えに銀行の資本増強を行うこと、当該措置の費用を含め1000億ユーロを限度とする信用供与を行うこと等を規定した。しかし、その後の事態の展開は、危機の克服のため、さらに強力な国家の介入、具体的には、破綻の危機に瀕した「ヒポ・リアル・エステート」（以下 HRE と略）の経営権を国が掌握し、最終的には同社の一時的国有化を通じて金融市場を安定させることが必要であるとの認識の下、新たな法律の制定に至った。

2009年3月12日に連邦議会に提出された連邦政府による法案の提出理由説明によれば、2008年10月に施行された金融市場安定化法は、ドイツの金融市場の安定化に寄与したが、最近のヨーロッパの金融市場における危機の尖鋭化は、短期的な危機管理のために国家の介入を必要としている。そのため、金融市場安定化法によって作られた法的枠組を補完し、上記基金及び連邦に対して、より柔軟に行動できる選択肢を付与する必要がある。そのような手段として、民法上及び会社法上の選択肢の拡大が考えられるが、それらの選択肢の活用では金融市場の安定化を十分確保することができない特別な場合には、最後の手段として、金融機関の国有化が必要となるとする。法案提出の背景には、HREの株式の2割強を有する米国のフラワーズ・グループが基金による株式の買取りに応じないという事情があると報道されている。

新法の内容

新法は金融市場安定化法の改正法等、複数の法律から成るが、特に論議を呼んだのは、最終手段としての国による株式等の強制取得についての規定を設けた「金融市場安定化のための企業の救済に関する法律」である。同法の規定は、企業が金融市場安定化法に規定された手段によっては救済できない場合に限って、厳格な要件の下に適

用される。その決定は、連邦参議院の同意を要しない連邦政府の法規命令によって行われ、相応の補償の下に株式が強制取得されるが、この措置が可能なのは 2009 年 6 月 30 日までに限られ、しかも、この措置の適用対象となって国有化された企業が持続して安定した状態となり次第、当該企業を民営に戻すべきことが規定されている。

議会における審議

法案は 2009 年 3 月 20 日、連邦議会での第二、第三読会の討論と最終表決に付された。連邦財務省のニコレッテ・クレススル政務次官（社会民主党・SPD）は、国家はよりよい銀行家ではないが、HRE を安定化させるためには、その株式の 100%を国が取得することが必要であると主張した。これに対して野党自由民主党（FDP）は、国有化という措置はタブーを破るものであり、（ドイツ経済の基本原則である）社会的市場経済に対する打撃であると非難した。表決は、FDP の要求により、国有化を内容とする法律とそれ以外の法律に分けて行われたが、いずれも賛成多数で可決された。なお連邦参議院は 4 月 3 日、法律に同意している。

3 月 25 日、FDP、左翼党及び 90 年同盟/緑の党の野党三会派の所属議員 164 名は、HRE 問題に関して国政調査を行う調査委員会の設置を求める動議を共同で提出した。この動議は、連邦財務省、ドイツ銀行及び連邦金融庁三者間の体制が HRE に関するシステムの危機への対処を確実に行うのに適切かどうかを調査することなどを調査委員会の任務として予定している。調査委員会は、基本法第 44 条の規定により、総議員の 4 分の 1（現行では 153 人）以上の要求があれば設置することが義務付けられているものである（少数者調査権）。4 月 23 日、連邦議会は、調査委員会の設置を議決した。

金融市場に対する監督を強化する法案

一方連邦政府は 3 月 25 日、連邦金融庁の権限を強化し、金融市場に対する監督をより実効的なものにするを目的とする新たな法案（金融市場及び保険業の監督の強化に関する法案）の提出を決定した。同法案には、連邦金融庁が、より高い資金流動性を備えることを銀行に対して求めることを容易にすること、金融機関が危機に陥った場合、従来よりも早期に連邦金融庁が利益配当を禁止できること、ドイツにある外国金融機関の子会社が危機に陥った場合には、当該子会社から外国の親会社に対する送金を禁止できること、銀行の情報提供義務を厳格化すること等が盛り込まれている。

参考文献（インターネット情報はすべて 2009 年 4 月 16 日現在である）

- Gesetz zur weiteren Stabilisierung des Finanzmarktes. Bundesgesetzblatt, Jg. 2009, Teil I, S.725.
- Bundestagsdrucksache, 16/12100, 16/12224, 16/12343.
- Das Parlament, 23. März 2009.
- Frankfurter Allgemeine Zeitung, 21. März 2009.
- 連邦政府ホームページ <<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Homepage/home.html>>